

宮崎県医療審議会

資料

令和4年12月15日（木）
午後5時から午後5時35分まで
防災庁舎5階 51号室

目 次

1	宮崎県医療審議会委員名簿	P 1
2	医療法、医療法施行令抜粋	P 2
3	宮崎県医療審議会運営規程	P 3
4	報告事項	
	(1) 第7次医療計画の進捗状況について	(資料1)
	(2) 医師の働き方改革に関する事項について	(資料2)
5	閉会	

宮崎県医療審議会委員名簿（令和4年9月1日時点）

任期：令和6年8月31日まで

	役 職 名	氏 名
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 劑 師	宮崎県医師会長	河 野 雅 行
	宮崎県医師会副会長	山 村 善 教
	宮崎県歯科医師会長	重 城 正 敏
	宮崎県薬剤師会長	小 山 明 俊
	独立行政法人国立病院機構都城医療センター院長	吉 住 秀 之
	全日本病院協会宮崎県支部長	池 井 義 彦
	日本医療法人協会宮崎県支部長	相 澤 潔
	宮崎県精神科病院協会会長	内 村 大 介
医立 療場 をに 受あ ける る者	宮崎県市長会代表 （日向市長）	十 屋 幸 平
	宮崎県町村会代表 （日之影町長）	佐 藤 貢
	宮崎県保険者協議会長	渡 辺 俊 輔
	宮崎県高等学校PTA連合会副会長	梅 野 恵 美
	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長	野 村 美智子
	宮崎県老人クラブ連合会副会長	松 本 順 子
学 識 経 験 者	宮崎大学医学部附属病院院長	帖 佐 悦 男
	宮崎県看護協会会長	中 武 郁 子
	宮崎県弁護士会弁護士	宮 川 香代子
	宮崎県栄養士会副会長	甲 斐 敬 子

医療法(昭和23年法律第205号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第72条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令(昭和23年政令第326号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第5条の16** 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。

- 第5条の17** 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

- 第5条の18** 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

- 第5条の19** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

- 第5条の20** 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 第5条の21** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

- 第5条の22** 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

宮崎県医療審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(部 会)

第5条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

部 会	事 項
医療法人等部会	医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項
医療計画部会	医療計画の策定及び変更に関する事項

2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 前項に定める場合を除き、部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会

長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療政策課において処理する。

附 則

この規程は、昭和61年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。